No.173 令和5年12月1日発行

わたしは消費者



▶東京都消費生活総合センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 ☎ 03-3235-1157

#### トピック

# 脱毛に関するトラブル

# **脱毛エステのトラブルを避けるために─ P.1~4**

- 1. 相談が激増! 脱毛エステのトラブル 2. 美容医療とエステティックの違い
- 3. 最近問題になっている事例 4. 最近のトラブル事例から考える注意点
- 5. 生徒に伝えてほしいこと

#### 東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和5年度

「教員のための消費者教育講座」実施報告  $P.5 \sim 7$ 



#### 注意喚起情報

スマートフォンを購入するアルバイトをしたら、携帯電話会社から請求が! ~そんなアルバイトはありません、きっぱり断りましょう。~ — P.8

> 「わたしは消費者」についての アンケートにご協力ください。

今後の参考にさせていただきます。 【期間】令和5年12月1日~令和6年1月31日



# 脱毛エステのトラブルを避けるために

弁護士 洞澤 美佳

# 相談が激増! 脱毛エステのトラブル

東京都の2022 (令和4) 年度の消費生活相談の特 徴の一つとして、若者(29歳以下)からの脱毛エス テに関する相談件数が、令和3年度は662件であっ たのに、令和4年度は3,167件に激増したと発表さ れました。これは前年比で実に5倍近くの相談件数 ということになります。

さらに、独立行政法人国民生活センター(以下「国 民生活センター」といいます。) がとりまとめた「18 歳・19歳の消費者トラブルの状況-成年年齢引下 げから1年-」によると、2022 (令和4)年度の18歳、 19歳の相談は、脱毛エステに関する相談が1位とな っています。特定の事業者の倒産や、返金遅延トラ

ブルに関する相談等、大幅に件数が増加していると いうことです。

# 美容医療とエステティックの違い

国民生活センターが平成29年に公表した「なくな らない脱毛施術による危害」という資料によれば、 脱毛に関する施術は、大きく分けて、医療機関とエ ステティックサロンで行われています。美容医療も エステティックも、より美しくなることを目的とし て、様々な施術を行っているという点では共通して いるように思われます。

しかし、両者は、提供できる施術内容に大きな違 いがあります。すなわち、医師法第17条では、医師

でなければ、医業をしてはならない、とされていま す。従って、施術を行うエステティシャンは、医師 免許を持っていない限り、医業を行うことはできま せん。医業の提供の可否が両者の施術内容に大きな 違いをもたらすということです。

医業とは、医師の医学的判断及び技術をもってす るのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及 ぼすおそれのある行為(「医行為」)を、反復継続す る意思をもって行うことをいいます。医業と照らし 合わせて考えた場合、エステティシャンは、どこま での施術を行うことができるのでしょうか。

この点、厚生労働省が発出した「医師免許を有し ない者による脱毛行為等の取扱いについて」(平成 13年11月8日付医政医発第105号) によれば、「用 いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー 光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を 毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊 する行為」は、医行為に当たるものとして、医師免 許を有しない者が業として行えば医師法第17条に 違反するとされています。

このことから、電気脱毛法やレーザー脱毛法など は医行為に当たるとされるので、エステティシャン はこれらの施術をすることはできません。しかし、 前出の「なくならない脱毛施術による危害」によれ ば、高い脱毛効果を得るためには、医行為に当たる とされる毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為、 すなわち、毛を形作る細胞である「毛包幹細胞」を 熱変性(破壊) する必要があるとされています。 こ うした行為はエステティックサロンではできないた め、エステティックサロンでできるのは、あくまで 光を照射すること等による一時的な除毛・減毛など、 医行為に該当しない範囲の施術に限られるというこ とになります。

この他、エステティック業については開業規制も ありません。また、エステティシャンが施術するの に当たって、法律上特別の資格は求められておら ず、国家資格制度というものはありません。

このように、美容医療とエステティックは全く異な るものです。エステティックで提供されるのは美容術 であり、医療機関におけるような専門性や高度な設備 の設置は期待できないという違いをよく認識して施 術を受けるかどうかを判断する必要があります。

なお、エステティックの業界団体では独自の資格 制度を定めて質の確保に努めているということです ので、施術者がこうした資格を持っていることは、 施術を受ける際に提供される質を確認するための一 つの判断要素となるかもしれません。

### 最近問題になっている事例

#### 事例1

SNS広告で脱毛のお試し1,980円という広告を 見て、エステティックサロンに出向いた。施術 後、担当者から「回数が少ないとあまり効果が ない」と言われ、全身脱毛30回コースを勧めら れた。高すぎて払えないと感じ、契約はできな いと伝えたが、本日限りのお得なプランだと言 われ引き留められた。結局、入会金等含め施術 料金は50万円だったのでクレジットを利用する ことにした。

その後、3回施術を受けたが、月々の返済に困 り、解約を申し出たところ、「今解約しても約 10万円しか返金できない」と言われた。

驚いて契約書をよく見ると、施術30回のうち 有料なのは最初の4回で、単価が12万円だった。 残りの26回は無料保証と記載されており、3回分 の施術料と違約金の合計約40万円は返金されな いということだった。そのような説明は受けて いないし、返金額には納得できない。

#### 事例2

手付金20万円をクレジットカード決済した脱 毛エステが経営破綻状態だと報道された。契約 を取り消したい。

これらの事例について、次項で詳しく説明してい きます。

#### 最近のトラブル事例から考える注意点

#### (1) 不当な広告表示

脱毛エステに関する広告表示と関係する法律とし ては、不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示 法)、特定商取引に関する法律(特定商取引法)、医 薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(薬機法)、健康増進法などが挙げら れます。また、これらの法律とは異なり、契約に関 する法律となりますが、広告が「勧誘」に当たると 考えられる場合には消費者契約法の適用も問題にな り得ます。

【事例1】にあるように、事業者が「お試し1,980円」 と安い金額で広告し顧客を誘引した結果、これなら 支払えそうだ、試しにやってみるつもり、という軽 い気持ちでサロンに赴いた顧客が、思いもよらない

高額の契約を結ぶこととなったというケースはよく 見られます。SNS広告やインターネット広告など は、脱毛エステの事例に限らず、若者の消費者被害 のきっかけとなることが多いところです。表示が不 当かどうかは、ウェブサイト上の表示全体から判断 することでもあるので、【事例1】のような表示が一 律に不当だということまではできません。しかし、 広告全体の表示を見た場合に、「お試し1,980円」と 強調した表示がなされている一方で、高額の契約に ついては何ら表示がされておらず、広告だけを見て も【事例1】のような高額の契約をすることまでは到 底想定できないという場合には、当該広告が景品表 示法に違反する不当な表示(有利誤認表示)に該当 する余地もあり得ます。

また、「永久脱毛」「永久保証」をうたう広告も問題 といえるでしょう。先述したとおり、エステティッ クサロンでなし得る施術は、光を照射すること等に よる一時的な除毛・減毛など、医行為に該当しない 範囲の施術に限られます。そうだとすれば、こうし た広告は景品表示法で禁止されている優良誤認表示 又は、特定商取引法で禁止されている虚偽又は誇大 広告等に該当する違法な広告と指摘できます。

広告は顧客を誘引するために作成されるものです から、社会的に許容される程度の若干の誇張があり 得ることはあらかじめ想定すべきです。他方、社会 的に許容される誇張の程度を超えて商品・役務の内 容や契約内容を誇張した表示(虚偽・誇大広告等) が一定数存在することも否定できません。

特にインターネット広告は、事業者にとって簡単 に利用できる重要な宣伝手段であり、増加の一途を たどっていますが、その分玉石混交の広告が乱立し ているように思われます。

他方、現代社会では、スマートフォンの利用を通 じて誰もが、広告を含むインターネット情報に気軽 に接することができるようになりました。スマート フォンのこうした利便性には多くのメリットもある とは思いますが、広告に接したときには、その情報 にいきなり飛びつくのではなく、情報を収集し、複 数の事業者の比較をするなど、広告と距離感をもっ て接することを心掛けることが肝要です。少なくと も、脱毛エステに関してはここでご紹介した情報も 参考にしつつ、広告の表示と情報とを照らし合わせ て、事業者の誠意や公正性等を判断し、選択してい ただきたいと思います。

#### (2) 契約締結に際しての説明の不備

契約締結に際しては、事業者が、往々にして施術

の効果や契約の内容に関し、メリットを強調し、デ メリットを十分に伝えないために生じるトラブルが よく見受けられます。結果として、広告でうたわれ ていたような効果が実感できないといったトラブル や、広告や契約時の説明等で「通い放題」「期間・回 数無制限」と言われていたのに、実際にはいつ連絡 をしても予約が埋まっていて、思うように施術が受 けられないというトラブル、脱毛には毛周期や肌へ の負担、施術の機器等の性能を考慮した標準的な期 間・回数の目安があるにもかかわらず、契約では標 準的な期間・回数を逸脱した過剰な内容のコースを 勧められたため、毛周期や肌への負担との関係か ら、期間内には到底消化しきれないトラブル、中途 解約について適切な説明がされていないために、い ざ解約しようとしたら中途解約ができないトラブル などが生じています。

事業者と消費者との間には情報量に大きな格差が あります。消費者はついプロである事業者のアドバ イスを鵜吞みにしてしまいがちです。それもまたや むを得ないところではありますが、せめてその日の うちに判断をせず、一度持ち帰ってよく検討する、 ということが大事です。もちろん「今日なら特別価 格」などと言って消費者を引き留める事業者もいる でしょう。しかし、消費者とのトラブルを回避して、 お互いが気持ちよく関係を継続できるような契約関 係を結びたいと考えている心ある事業者であれば、 そのような目先の利益による勧誘などせず、消費者 の慎重な判断を尊重し、きちんと納得した上で自分 のサービスを選んでもらうことを希望するのではな いでしょうか。

#### (3) 中途解約における精算トラブル

【事例1】のように、近時トラブルが多発しているこ の種のケースでよく見られる、長期間あるいは多数 回にわたる施術が受けられるコースでは、契約上、 「有償で施術を受けられる期間・回数」と「無償で施 術を受けられる期間・回数」とに分かれていることが ほとんどです。

エステティックの中途解約については、特定商取 引法上、特別の精算ルールが定められています。これ によれば、施術済みのサービスに相当する対価は支 払い、未施術部分について返金されるというルール になっています(その場合にも法律で上限が決めら れている違約金等は控除されます。)。しかし、ここで 精算の対象となるのはあくまで有償の期間・回数で あり、無償部分は原則として対象とされません。その ため【事例1】のように、回数からみると有償部分が

少なく(事例では4回)、無償部分が多くを占める(事 例では26回) 契約になっている場合にトラブルとな るのです。

もちろん、こうしたトラブルの背景には、事業者が 契約に際して消費者に実際の契約内容を十分に認識 させていなかったため、消費者の認識や期待との間 にズレが生じてしまうことに一番の問題があります。 他方で、【事例1】にもあるとおり、消費者がきちんと 契約書を確認するのは、契約締結時ではなく、こうし たトラブルが発生した時というパターンがよくあり ます。しかし、契約書には重要な内容が書かれている ので、契約締結前に契約書の内容をきちんと確認す るべきです。仮に、その場で契約をやめたいといえる 雰囲気ではなく、契約書もゆっくりとみられる時間が ない状況で契約をしてしまったのであれば、せめて 帰宅後速やかに契約書の内容をよく確認すべきです。 そうすることで、クーリング・オフによって救済され る可能性が広がります。困ったときは、最寄りの消費 生活センターに相談をしましょう。

#### (4) 事業者の倒産

エステティックサロンも大小様々な事業者があり ます。近年では、大々的に広告宣伝を展開している ような大手の事業者であっても倒産するケースが増 えています。こうした中で、【事例2】にあるように クレジットカード決済をした場合、支払いはどうな るのでしょうか。これについては、業者の倒産によ って約定した施術が受けられなくなりますから、事 業者の債務不履行を理由にクレジットカード会社に 支払いを拒むことができます(ただし、翌月一括払 いのような2か月以内の後払いによる一括払いのク レジットには適用されませんのでご注意くださ い。)。しかし、そのような場合であっても既に施術 を受けた部分については精算をしなければなりませ ん。従って、施術部分の代金が未払いとなっている 場合には、この部分の精算が必要になってきます。

また、施術代金の前払いのリスクについてもあら かじめ踏まえておくことが重要です。すなわち、脱 毛エステは、一定期間(例えば1年間等)にわたり施 術を受ける契約を締結することが多いかと思いま す。こうした将来にわたる施術代金の支払方法には いろいろあるかと思いますが、一つの方法として、 契約締結時、あるいはクレジットを利用して翌月一 括払いを行う等施術を受ける前に(あるいは未施術 部分を相当残した形で)、全額を前払いするという 場合があります。このような場合、消費者が施術を 受けきる前に事業者が倒産をしてしまう可能性もあ

り得るところです。しかし、事業者が倒産すれば、 基本的にはお金は全く返金されないか、返金された としてもごくわずかであり、損失を被ることは避け られません。仮に割安になるとしても、施術の提供 を受ける前に施術代金を全額前払いするプランを選 択するかどうかは、常にこうしたリスクと引き換え なのだということを肝に銘じた上で、慎重に検討し た方が良いでしょう。

#### (5) 施術の安全性

前出の「なくならない脱毛施術による危害」によ れば、脱毛エステにおける危害事例としては、「光脱 毛」に関する相談が最も多く、次いで「レーザー脱 毛」、「電気脱毛」が多くみられたとあります。具体 的な相談としては「脱毛エステの施術後に発疹がで きたため皮膚科を受診。毛のう炎と診断された」「脱 毛エステでデリケートゾーンを施術した際、シェー バーで陰部を傷つけられた」「肛門周りの光脱毛で やけどを負い、完治まで1年以上かかることもある と言われた」などが紹介されているところです。ほ かにも、医療機関における危害事例も紹介されてい ます。契約をする際には、施術の効果には個人差が あることやリスク・副作用について十分な説明を求 め、慎重に検討しましょう。

#### 生徒に伝えてほしいこと

美しくなりたい、理想の自分でありたいという思 いに囚われすぎると、人は、自分にとって得たい情 報や有益に感じる情報にだけ目がいってしまい、つ い視野が狭くなりがちです。さらに即効性を求め、 生じ得るリスクを軽く見積もってしまい、情報収集 や複数業者の比較など冷静に分析して合理的な選択 をするということが難しくなるように思います。

それ自体はやむを得ないとしても、誰もが持ち合 わせる人間としての弱さを自覚しつつ、魅力的な広 告を目にしたり、情報に接したりしたときに、せめ て一呼吸おくという習慣を身につけたいものです。

また、脱毛を希望する本人にとっては切実な問題 なのかもしれませんが、美容術や美容医療は、いわ ゆる病気の治療等と異なり、いわば不要不急のサー ビスと言わざるを得ません。それにもかかわらず、 身体に対して、人為的に一定程度影響ある行為を行 うことからすれば、本来であれば受けなくていい危 害を被るリスクは避けられません。自分だけは大丈 夫という根拠のない自信は戒め、一歩立ち止まるこ とも重要です。

#### 東京都消費生活総合センターからのお知らせ

### 令和5年度

# 「教員のための消費者教育講座」実施報告

東京都消費生活総合センター 活動推進課

東京都消費生活総合センターでは、7月25日から 8月10日に、小・中・高等学校、特別支援学校等の 教職員を対象とした「教員のための消費者教育講座」 を実施しました。今年度は、座学講座10講座(右表 No1~10)、実験講座3講座(右表 No11~13、各2 回)を企画実施し、延べ1,072名の方に受講いただ きました。

座学講座のうち9講座は、飯田橋、立川(サテライ ト中継) での会場受講と同時ライブ配信でのオンラ イン受講を実施しました。また、今年度は国民生活 センターを訪問し見学する講座も実施しました。

当センターの技術支援担当職員による実験講座で は、コロナ禍を経て3年ぶりに受講者が実験器具を 使用し実験することができました。

講座内容としては、18歳成年への準備に欠かせな い情報を学ぶ講座、エシカル消費やSDGsをテーマ とした持続可能な社会生活を体感できる講座など、 学校での授業にすぐに役立つ実践的なものを実施 し、受講者の9割弱から「充実していた」との満足の 声をいただきました。(受講者アンケートより)

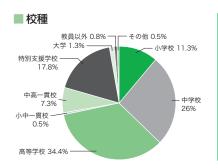


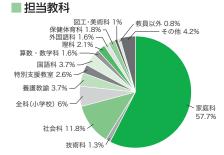
次ページより、各講座の内容を紹介します。

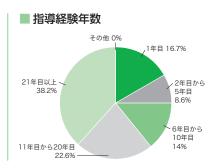
No.	分野	講座テーマ	受講者数
1	消費者市民社会	【模擬授業体験】 消費者市民として社会参画するための 資質・能力を育てるアクティブ・ラーニング型授業	56
2	契約	東京都に寄せられる若者の相談事例と対処法	94
3	金融	【令和4年度東京都作成 DVD 教材】 『キャッシュレス決済のお品書き 〜かしこく選んで買い物上手〜』	136
4	法律	ネット通販を理解するために	126
5	情報	【令和4年度東京都作成 Web 版教材】 『知っているようで知らない!? インターネット通販の基礎知識』	98
6	情報	ネット・ゲーム依存の現状と対応	125
7	SDGs	食品リサイクル工場オンライン見学 〜食品ロス問題の背景とその実態〜	123
8	エシカル 消費	ワクワクするエシカル消費 〜つくり手とつかい手をつなぐ 消費者教育の実践から〜	75
9	情報	ネット広告のみかた	83
10	製品	[見学] 「子供や若者に多い商品・サービスに関わる事故」と 商品テスト施設の見学	24
11	実験 衣	知っていますか? 繊維の基礎知識と機能性繊維製品の仕組み	45
12	実験 食	食品中の気付きにくい糖分・塩分 〜測って数値をみてみよう!! 〜	43
13	実験 住	ゲーム機、デジカメ、携帯電話などなど・・・ 「都市鉱山」から金・銀・銅を探そう!!	44
受講者 (オンライン受講・会場受講) 総計 1,072人			

#### ◆受講者の属性 (令和5年度申込者372名のデータ)

教員講座は、校種・教科・指導経験年数とも、多岐にわたる先生方にご受講いただいております!







#### 座学講座

No1

#### 消費者市民として社会参画するための資質・ 能力を育てるアクティブ・ラーニング型授業

ドルトン東京学園中等部・高等部教諭 上智大学非常勤講師 大畑 方人氏

講師が「公共」の授業で行っている生徒主体のア クティブ・ラーニング型授業『コンセンサスゲーム』 の模擬授業を行いました。海で漂流した場合に生き 残るためにどう行動するかをグループで考え、対話 し合意形成することを体験しました。

受講者からは、対話することの意義や重要性を実 感できたとの声が多数寄せられました。



#### 東京都に寄せられる若者の相談事例と対処法

東京都消費生活総合センター消費生活相談員

センター相談員が実際の相談事例とその対応を紹 介し、生徒指導の際に、先生方から伝えてほしいこ となどを話しました。

「知識を得ること」や「契約の責任」、「意思を伝える 力」など、生徒に共有したい内容が多かったとの感 想をいただきました。

令和4年度東京都作成DVD教材 『キャッシュレス決済のお品書き ~かしこく選んで買い物上手~』



山本国際コンサルタンツ 代表 山本 正行氏

都作成のDVD教材を解説しながら、キャッシュレ ス決済の基礎知識やトラブル事例と防止策を説明し ていただきました。

キャッシュレス決済推進の背景や指導のポイント を学ぶことができたとの声が多くありました。

#### ネット通販トラブルを理解するために

弁護士 今泉 将史氏



ネット通販における用語と関連する 法律を解説し、通販トラブルの原因と 予防法について説明いただきました。 受講者からは、被害事例の法的解 釈が分かり、法律を知る大切さを学んだとの感想が ありました。

No5

令和4年度東京都作成Web教材 『知っているようで知らない!? インターネット通販の基礎知識』

東京都立蒲田高等学校 主幹教諭(公民科) 淺川 貴広氏

都作成Web教材を実際に操作しながら、内容の紹 介とポイントの解説をしていただきました。また、 現役高校教諭の立場から、学校で消費者教育を実践 する上での工夫などをお話しいただき、教科間連携、 校種間連携について、受講者で意見交換をしました。

#### ネット・ゲーム依存の現状と対応

(独) 国立病院機構久里浜医療センター 名誉院長 樋口進氏

日本で最初にネット依存の専門外来を設置した病 院の治療責任者から、生徒が依存に至る本質や、親

や教師ができることなどを説明し ていただきました。

多教科にわたった本講座の受講 者からは、大変有意義な話を聞け た貴重な機会だったとの感想が寄 せられました。



# 食品リサイクル工場オンライン見学 ~食品ロス問題の背景とその実態~

(株) 日本フードエコロジーセンター 代表取締役 髙橋 巧一氏

前半は、オンラインで工場とつないで、廃棄される 食品を豚の飼料にリサイクルする様子などを見学し、 食品ロス問題を考える機会としました。後半は、学校 給食における取組等を紹介しながら、課題解決のた めに「ポジティブな意見」を発することのできる消費 者になることの大切さについて説明いただきました。

児童・生徒たちと実際に工場見学を希望する意見 が多数ありました。また、自身の消費者としての意 識改革、授業の創意工夫を考えられた受講者も多か ったです。





No8

### ワクワクするエシカル消費 ~つくり手とつかい手をつなぐ 消費者教育の実践から~

#### (公財) 消費者教育支援センター 主任研究員 庄司 佳子氏

最初に「エシカル消費とは何か?」をお話しいた だき、学校の授業で実践するときの具体的な取組に ついて、動画や教材を多数紹介していただきまし た。受講者は、生徒になりきって、生徒が発表する 意見をイメージしながら授業展開を考えました。

受講者からは、自身の消費行動を再度考えるきっ かけになった、授業で活かせるヒントをたくさん得 ることができたとの声が多くありました。

No9

#### ネット広告のみかた

#### (一社) 日本インタラクティブ広告協会 事務局長 柳田 桂子氏

なかなか知る機会のないインターネットメディア の裏側を解説していただきました。広告の仕組みか ら、広告サイトのみかたまで詳しく説明していただ きました。

受講者からは、不当広告や不適切広告のポイント を理解できたので、子供達への注意喚起や授業に役 立てたいとの声がありました。





# No10 「子供や若者に多い商品・サービスに関わる 事故」と商品テスト施設の見学

#### (独) 国民生活センター商品テスト部

前半は、誤飲により胃壁を貫通した強力磁石、小 腸内で拡張してしまった水で膨らむ樹脂製玩具な ど、最近の事故事例について、製品を見ながら事故 防止のポイントなどを説明いただきました。後半の 施設見学では、現場の方より様々な商品テストにつ いて解説いただきました。

受講者からは、普段見られない設備や実験を見る ことができ勉強になったとの感想が多く寄せられま した。

#### 実験講座

No11

#### 知っていますか? 繊維の基礎知識と機能性繊維製品の仕組み

実験では、布の三原組織を理解するために織物の 構造を紙で制作しました。また、接触冷感製品の感 じ方の官能テストをしたり、繊維の吸湿・発熱を調 べる実験をしたりして、繊維の機能性を学びました。

受講者からは、教科書だけでは伝えるのが難しい 機能性繊維製品について、今回の実験で知識を深め ることができてよかったとの声がありました。





#### No12 食品中の気付きにくい糖分・塩分 ~ 測って数値をみてみよう!! ~

食品中の糖分・塩分の測定実験として、糖度計を 使ってスポーツドリンクや乳酸菌飲料の糖度を調べ たり、塩分計で出汁の塩分を計ったりしました。

受講者からは、食品表示の学習に役立てたい、糖

度計の貸出を利用して、授 業でも測定実験をやってみ たいとの意見が多くありま した。



### No13 ゲーム機、デジカメ、携帯電話などなど… 「都市鉱山」から金・銀・銅を探そう!!

実験では、回収したゲーム機、デジカメ、携帯電 話、ノートパソコンの中身を観察し、内蔵機器に含 まれる様々な金属を確認しました。

携帯電話から回収できる金の量の多さを知り、驚 かれた受講者が多かったです。実際に観察すること で小型家電リサイクルについての知識が深まり、 SDGs 12「つくる責任つかう責任」を伝えるヒント を得ることができたとの意見が寄せられました。





#### 注意喚起情報

消費者注意情報 令和4年12月28日

# スマートフォンを購入するアルバイトをしたら、 携帯電話会社から請求が!



~そんなアルバイトはありません、きっぱり断りましょう。~

#### 相談事例

マッチングアプリで知り合った男性に、「スマートフォン (以降「スマホ」という。)を購入して渡してくれたら、1台につき3000円払う」とアルバイトを持ちかけられた。「スマホはすぐに解約するので一切負担はない」と言われ、店舗でスマホを4台購入して男性に渡し、アルバイト代を貰った。ところが後日、携帯電話会社から4台のスマホ代金として約100万円の請求書が届いた。その後男性とは連絡が取れない。支払わないといけないか。 (10歳代:女性)



### 東京都消費生活総合センターからのアドバイス

### ▶ アルバイトと称してスマホ購入を勧められたら要注意です!

- ・現在販売されているスマホは、海外を含めどこのキャリアでも利用できるSIMフリーとなっています。そのため、スマホを購入するアルバイトと偽りスマホを格安で騙し取る、詐欺的な手口に関する相談が、増加傾向にあります。
- ・「すぐに解約する」、「一切負担はない」と言われても、信じてはいけません。契約者以外は購入 契約を解除できないため、スマホ代金は契約者に請求されます。 気を付けましょう。

# ▶ 自分名義のスマホを他人に渡すことは法律で禁止されています。

・携帯電話会社で購入したスマホを無断で他人に売ることは、法律で禁止されています。違反すると、懲役又は罰金を科されてしまうこともあるので、誘われても絶対に断りましょう。

# ▶ スマホ代金を滞納すると、信用情報機関のブラックリストに載ってしまいます。

- ・スマホ代金の支払いが遅れると、信用情報機関の延滞情報(いわゆるブラックリスト) に登録されてしまいます。延滞情報があると、一定期間、住宅や車のローンが組めなくなったり、新たにクレジットカードが作れなくなるなど、不利益が生じます。
- ・契約トラブルが起きた時は一人で抱え込まず、消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口

▶東京都消費生活総合センター ●03-3235-1155

▶お近くの消費生活センター 局番なし ●188 (消費者ホットライン)



